令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備に係る一般競争入札説明書

入　札　説　明　書
入　　札　　心　　得
入　札　書　様　式
委　任　状　様　式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕　　　　様　　　　書
入　札　適　合　条　件
契　約　書　（　案　）

令和元年８月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

入　札　説　明　書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和元年８月１日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

(1) 件　　名

令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備

(2) 契約期間

契約締結日から令和２年３月２３日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和０１・０２・０３年度（平成３１・３２・３３年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

３．入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

４．入札説明会の日時及び場所
令 和 元 年 ８ 月 ９ 日 （金） １４時３０分～
原子力規制委員会原子力規制庁　六本木ファーストビル１３階入札会議室
※１　参加人数は、原則１社１名とする。
※２　本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

５．適合証明書の受領期限及び提出場所
令 和 元 年 ８ 月 ２ ７ 日 （火） １２時００分
原子力規制委員会原子力規制庁　長官官房技術基盤グループ
技術基盤課契約係（六本木ファーストビル１６階）

６．入札及び開札の日時及び場所
令 和 元 年 ９ 月 １ ７ 日 （火） １４時００分～
原子力規制委員会原子力規制庁　六本木ファーストビル１３階入札会議室
※開札は入札終了後直ちに行う。

７．競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

８．入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

９．落札者の決定方法
支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10．その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

11．入札保証金及び契約保証金　　　全額免除

12．契約書の作成の要否　　　要

13．契約条項　　　契約書（案）による。

14．支払の条件　　　契約書（案）による。

15．契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16．契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　伊藤　隆行
〒106-8450　東京都港区六本木一丁目９番９号

17. その他

(1)　競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2)　本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門　　猿田　正明、森谷　寛
電　話　：０３－５１１４－２２２６
ＦＡＸ　：０３－５１１４－２２３６
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： masaaki_saruta@nsr.go.jp , hiroshi_moritani@nsr.go.jp

（別　紙）

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

１．趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式２による委任状を持参しなければならない。

８．代理人等の制限

（１）入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

（２）入札者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７１条第１項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

９．条件付の入札

予決令第７２条第１項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③ 委任状を持参しない代理人による入札

④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札

⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（３）入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（４）入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13．調査基準価格、低入札価格調査制度

（１）工事その他の請負契約（予定価格が１千万円を超えるものに限る。）について予決令第８５条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が１０分の６を予定価格に乗じて得た額

（２）調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

（３）低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

（３）前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（別　記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（様式１）

入　　札　　書

令和　　　年　　　月　　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　　在　　地
商号又は名称
代表者役職・氏名　　　　　　　　　印

（復）代理人役職・氏名　　　　　　　印
注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
　場合に、（復）代理人の記名押印が必要。
　このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

1　入札件名　：　令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備

2　入札金額　：金額　　　　　　　　　　　　円也

3　契約条件　：契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4　誓約事項　：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

（様式２－①）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　在　地
（委任者）商号又は名称
代表者役職・氏名　　　　　　　印

代理人所在地
（受任者）所属（役職名）
代理人氏名　　　　　　　印

当社　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

1　令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備の入札に関する一切の件

2　１の事項に係る復代理人を選任すること。

（様式２－②）

委　　任　　状

令和　　　年　　　月　　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

代理人所在地
（委任者）商号又は名称
所属（役職名）
代理人氏名　　　　　　　　印

復代理人所在地
（受任者）所属（役職名）
復代理人氏名　　　　　　　　印

当社　　　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備の入札に関する一切の件

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条　　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　　当該契約を締結する能力を有しない者

二　　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条　　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 事業名

令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 概要

「原子力規制委員会と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との相互協力・連携に関する協定」（以下「協定」という。）の下に実施される、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）と規制庁の共同研究（共同研究件名：原子力施設耐震評価用モデルの妥当性確認に関する研究）に資するため、原子力機構内施設の地盤・建家を対象として地震観測システムを整備・拡充する。地震観測システムを整備・拡充する施設は、原子力機構の大洗研究開発センターに建設された高温工学試験研究炉（以下「HTTR」という。）とする。

4. 実施内容

本事業では、HTTR 建家及びその周辺地盤において地震観測システム[1)]を整備する。受動的な地震観測に加えて、能動的観測を目的とする送信装置（アクロス[2)]と同様な精密制御定常信号送信装置等、以下「信号送信装置」という。）を活用できる、計測システムを整備する。本事業は、次の実施項目で構成される。

＜実施項目一覧＞

A. 信号送信装置基礎構築
B. 信号送信装置の製作
C. 建家内加速度計の設置
D. 収録装置の設置
E. 短期据付型加速度計の導入
F. 屋外加速度計の設置
G. 報告書の作成

各実施項目の目的、作業範囲及び技術仕様等を下記に示す。

A.　信号送信装置基礎構築

＜目的＞

信号送信装置を設置するための基礎を作製する。

＜作業範囲＞

(1) 信号送信装置基礎の作製　：1 式

(2) 電源の設置　：1 式

＜技術仕様＞

(1) 信号送信装置基礎の作製：

- 信号送信装置基礎は、信号送信装置を設置するための基礎とする。振動部は独立した簡易基礎とする。
- 面積は 10m² 未満とし、信号送信装置基礎上には、耐候性・耐竜巻性能を有するコンテナを設置する。
- 信号送信装置基礎は、原子炉建家南側（外壁面中央から約 30m 南）の地盤条件が良好な 1 か所に設置する。
- 信号送信装置基礎は、既存構造物、防火帯予定位置、既存建家建設時の掘削範囲を避け、それぞれ数m程度以上、離れた位置に設置する。
- 信号送信装置基礎は、アクロス等の信号送信装置を用いた研究の専門家の助言を受け、HTTR 原子炉建家及び地盤を適切に振動させることのできる仕様とする。
- 長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

(2) 電源の設置：

信号送信装置が使用する電源を設置する。

- 電源は、以下の容量を考慮すること。
  - 信号送信装置の稼働（B 参照）
  - 原子力機構が所有するアクロスの稼働（図 4B-1 参照）
  - 信号送信装置（B 参照）の発熱による室内温度上昇を抑えるエアコンの稼働
  - コンテナ内の照明
  - 携帯型加速度計の充電等
- 電気量メーターを設置する。
- 電源は、HTTR 研究棟地下からとる。
- 配線経路は、EPS 小屋までは既設配管を活用し、EPS 小屋から既存桝を経由し信号装置基礎までは新規埋設とする。道路下を通す範囲は舗装部を復旧する。
- 作業では、以下を考慮する事。
  - 地盤掘削は、既存埋設配管を損傷させないように必要な位置は手掘りによる試掘を行い、埋設状況を確認しながら行う。
  - 既存地下外壁を貫通させる場合は、地下水等の流入を防ぐ処置を行う。

- 既存建家の外壁をコア抜きする場合は、鉄筋及び壁内設備配管等を損傷させないように、既存図に基づき適切な装置による調査を行ったうえで、安全に施工すること。また、コア抜き後のコンクリート片は適切に処分すること。

- 長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

B.　信号送信装置の製作

＜目的＞

HTTR 原子炉建家及び周辺地盤を、適切に振動させる信号送信装置を製作し、据付ける。

＜作業範囲＞

(1) 信号送信装置の製作

HTTR 原子炉建家及び周辺地盤を適切に振動させる、下記で構成された信号送信装置を製作する。

① 直線加振型精密制御震源装置（加振力 8kN）

② 制御システム

③ 上記の他、信号送信装置の稼働に必要な装置及び器具等

(2) 信号送信装置の据付

信号送信装置を、基礎（A 参照）に据え付ける。

＜技術仕様＞

(1) 信号送信装置の内訳を、以下とする。

① 直線加振型精密制御震源装置（加振力 8kN、垂直方向型）

- 振動発生器　：1 台
- ブロアーユニット　：1 台
- 慣性ウェートセット　：1 式
- 電力増幅器　：1 台
- ニュートライザ　：1 台
- エアーコンプレッサ　：1 台

② 制御システム

- 圧電加速度検出器　：1 式
- ファンクションジェネレータ（1ch タイプ）　：1 台
- GPS 同期 10MHz 信号源（分パルス信号変換器付）　：1 式
- 電圧・電流モニター　：1 台
- コンピュータ　：1 式
- 制御ソフトウェア　：1 式

③ 上記の他、信号送信装置の稼働や校正等に必要な装置及び器具等　：1 式

(2) 震源装置に関して、以下の仕様を満たすこと。

- アクロス等の信号送信装置を用いた研究の専門家の助言を得て、本研究に必要な加振性能（HTTR 原子炉建家が十分に振動する出力）を有する製品を選定すること。参考として、原子力機構が所有するアクロスの構成装置等を図 4B-1 に示す。
- 振動発生器のフレームは、振動が直接基礎に伝達する仕様にすること。

(3) 制御システムに関して、以下の仕様を満たすこと。

- 制御システムは、アクロス等の信号送信装置を用いた研究の専門家の協力を得

て、ファンクションジェネレータを使用した基本的な制御性能を有すること。

(4) 納入前及び設置後に性能試験を実施すること。また、設置後のメンテナンス計画を示すこと。

(5) 装置一式について、長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

精密震源装置（動電駆動式）　MSE－400

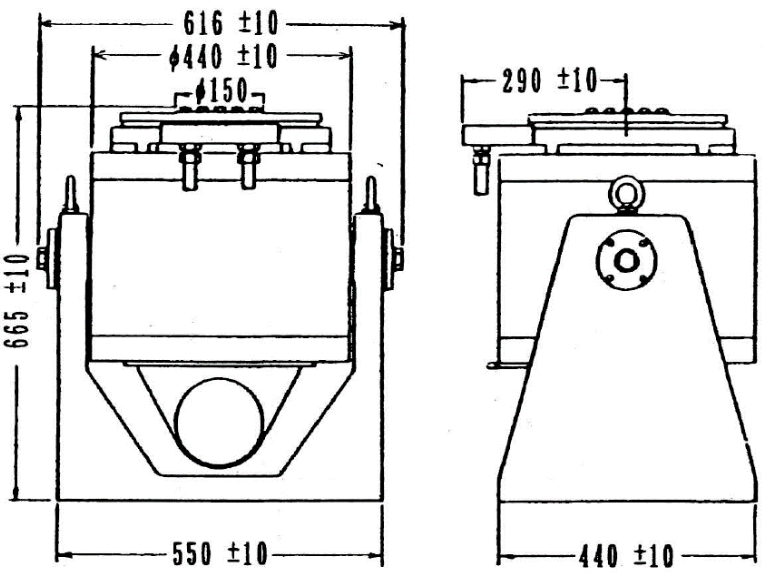

冷却装置　BLW－400

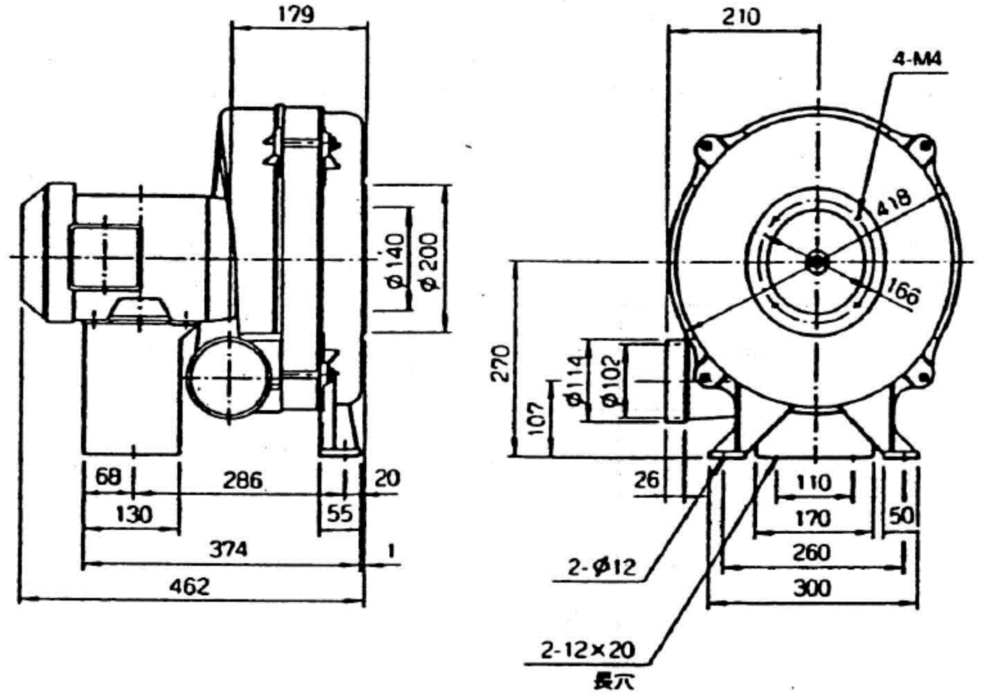

図 4B-1(1)　原子力機構が所有するアクロスの構成装置等

7

駆動電源装置　DA－4000

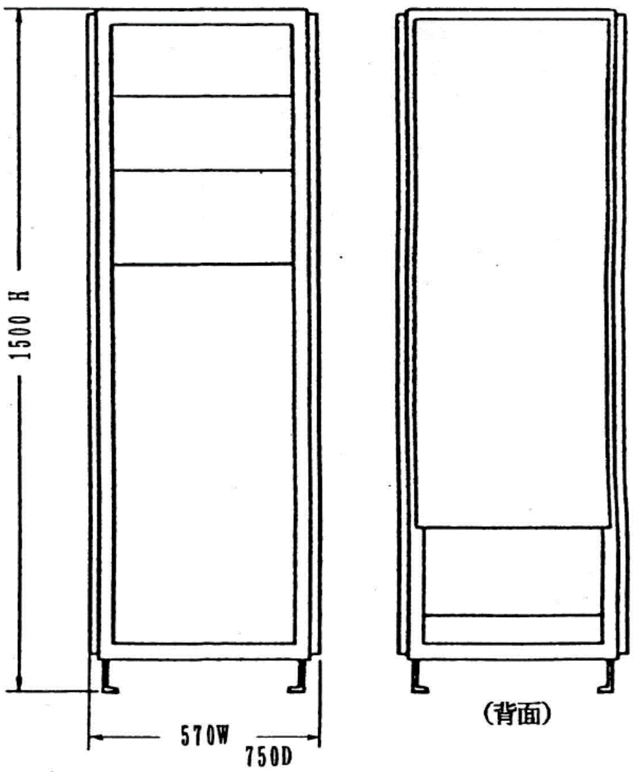

（装置構成表）

■標準構成

精密震源装置（動電駆動式）	MSE-400	1台
冷却装置	BLW-400	1台
駆動電源装置	DA-4000	1台
励磁電源装置	FPS-400	1台
標準付属品		1式

■仕様

精密震源装置（動電駆動式）		MSE-400
駆動電源装置		DA-4000
同上最大出力 (KVA)		4
F	最大加振力 (kgf)	400
無負荷時	振動数範囲 (Hz)	5～500
無負荷時	最大加速度 (G)	90
無負荷時	最大速度 (cm／s)	120
無負荷時	最大変位 (mmp-p)	25.0
W_0	可動部重量 (kg)	4.4
負荷時加速度G	$\frac{F}{W+W_0}$　W：10	27
	25	13
	50	7.3
	80	4.7
	W：負荷と取付治具 (kg)	
励磁電源装置		FPS-400
	消費電力 (KVA)	1.6
加振台仕様	加振台寸法 (mmφ)	150
加振台仕様	試料取付パターン図	右図
加振台仕様	A　寸法 (mmφ)	120
加振台仕様	B　寸法 (mmφ)	60
加振台仕様	試料取付ねじ穴	13-M8-d22
加振台仕様	可動部支持方式	U字ばね、空気ばね リニア・ベアリング
加振台仕様	最大搭載重量 (kg)	80
設置条件	所要電源電圧 (φ、V)	3φ-200／220
設置条件	消費電力 (KVA)	6
設置条件	精密震源装置重量 (kg)	350
設置条件	同上寸法 (mm)	右図
設置条件	駆動電源装置重量 (kg)	250
設置条件	同上寸法：C (mm)	1500
設置条件	D (mm)	570
設置条件	奥行 (mm)	750
設置条件	冷却装置寸法 (mm)	410W×577D×480H

※　上記の他、稼働のためのファンクションジェネレータ、GPS、オシロスコープ等の装置を有する。

図 4B-1(2)　原子力機構が所有するアクロスの構成装置等

C.　建家内加速度計の設置

＜目的＞

HTTR 原子炉建家の既存加速度計 2 台について、現在の 1 成分計から、3 成分計に置換える。

＜作業範囲＞

既存加速度計の置換え　：2 台

＜技術仕様＞

(1) 置換えする既存加速度計は、地下 3 階の東西の外壁付近のものとする（図 4C-1）。
(2) 置換えする加速度計は、他の既存加速度計と同様のスペックとする。
(3) 配線（加速度計～収録装置間）は既存を使用するが、必要に応じて、置換えする。
(4) 取り外した装置及び備品類は、処分せずに、再利用可能な形で、元の所有者である原子力機構高温工学試験研究炉部に返却すること。
(5) 装置一式について、長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

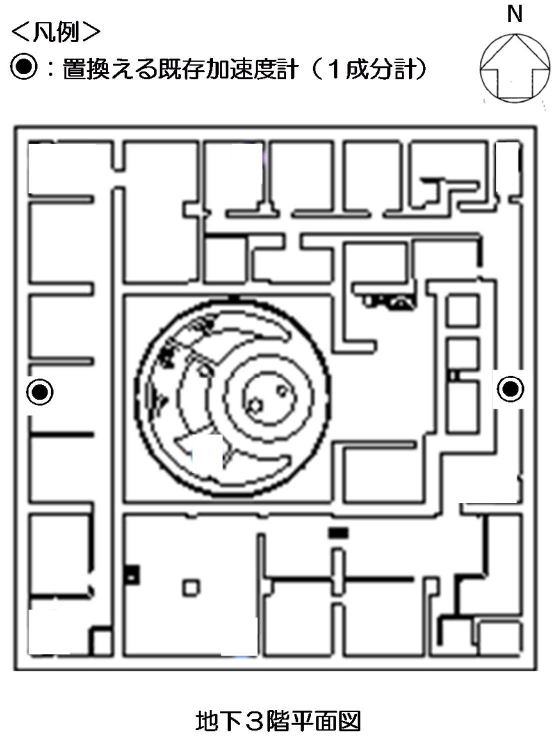

図 4C-1　置換える既存加速度計の位置

D.　収録装置の設置

＜目的＞

既存収録装置を、常時微動や信号送信装置での起振による連続記録を収録可能な装置に置換える。

＜作業範囲＞

(1) データ集積用 PC の設置
- ➢ データ集積用 PC の設置　：1 式
- ➢ 地震観測小屋からのデータ送信システムの構築　：1 式
- ➢ 機構ネットワークへの接続　：1 式

(2) 収録装置等の置換え
- ➢ 収録装置の置換え　：1 式

(3) その他、置換えに必要な装置・器具類　：1 式

＜技術仕様＞

(1) データ集積用 PC を設置すること。
- ➢ データ集積用 PC の設置

  図 4D-１に示す通り、原子炉制御室と地震観測建家の収録装置のデータを、HTTR 研究棟内のデータ集積用 PC で一元管理するシステムを構築する。また、必要に応じて PC の収納ラックを設置する。PC 用の UPS を設置する。
- ➢ 地震観測小屋からのデータ送信システムの構築

  地震観測建家の収録装置のデータを、データ集積用 PC に送信するシステムを構築する。
- ➢ 機構ネットワークへの接続

  データ集積用 PC を機構ネットワークに接続し、原子力機構内の他サイトから、観測記録を回収できるシステムを構築する。

(2) 収録装置等を置換えること。
- ➢ 収録装置の置換え

  原子炉制御室の既存収録装置を、連続記録が収録可能なものに置換える。チャンネル数は、図 4D-1 に示す値を確保する。

(3) その他、置換えに必要な装置・器具類を用意すること。

(4) 装置一式について、長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

(5) 上記以外の技術仕様を下記とする。
- ➢ ケーブルが地盤を経由する場合は、地盤掘削は、既存埋設配管を損傷させないように必要な位置は手掘りによる試掘を行い、埋設状況を確認しながら行う。なお、埋設する配線には、適切な処置（防水等）を施すこと。
- ➢ 取り外した装置及び備品類は、処分せずに、再利用可能な形で、元の所有者である原子力機構高温工学試験研究炉部に返却すること。

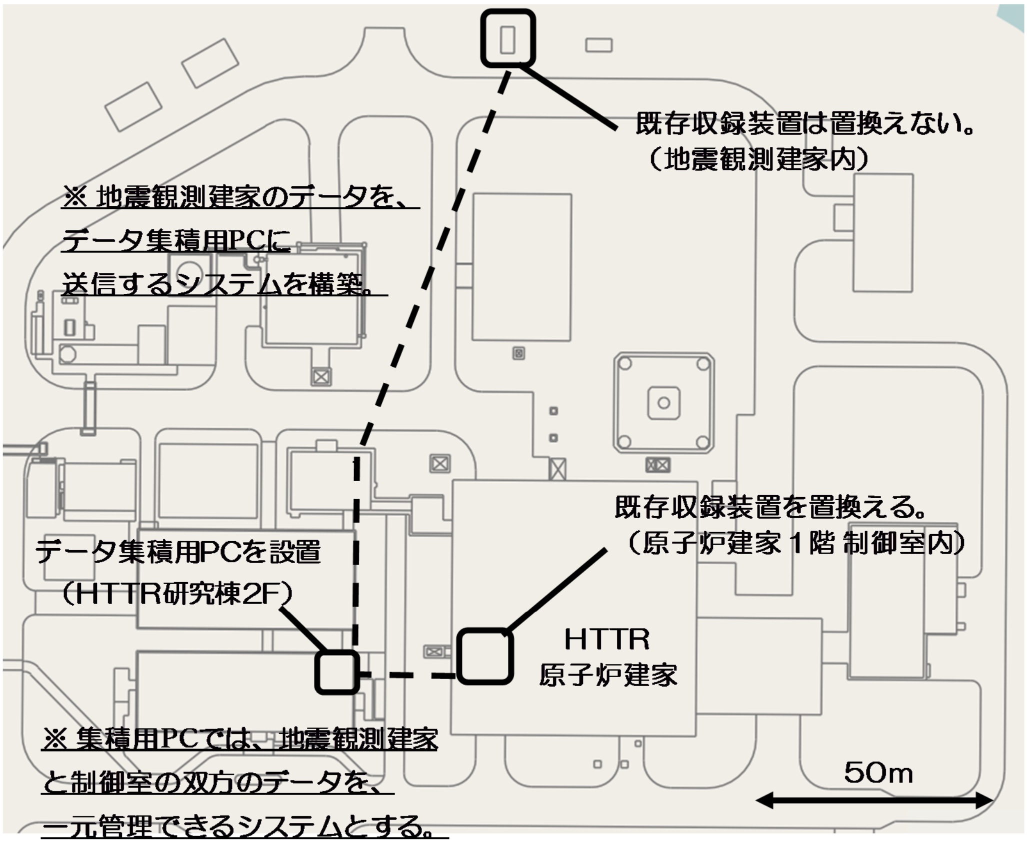

HTTR配置図

上図に示す他に、以下とする。

(1) 収録装置の置換えにおいては、Ch 数は現状の加速度計の数を満たす最低限の Ch 数とする。（将来増設の考慮は不要）
(2) HTTR 研究棟と原子炉建家間の LAN ケーブル配線は行わない。（既存配線を活用）
(3) 地震観測建家とデータ集積用 PC 間で地中配線を行う場合は、既存の地中配管内を活用し、原則として土工事は行わない。
(4) 原則として、データ集積用 PC 位置で、機構ネットワークに接続する。

図 4D-1　収録装置の置換え

E.　短期据付型加速度計の導入

＜目的＞

既存及び増設据付型加速度計がない位置（建家内外及び地表面）で計測データを取得するため、短期据付型加速度計を導入し、指定する地表位置へ据付ける。

＜作業範囲＞

以下の短期据付型加速度計を導入する。システム構成イメージを図 4E-1 に示す。

- 加速度計　：1 台
- ロガー　：1 台
- ソーラーパネル　：1 台
- その他、システムに必要な装置等　：1 式
- 指定する地表位置への据付作業　：1 式

なお、加速度計は過減衰型加速度計に相当する性能を有するものとする。

＜技術仕様＞

短期据付型加速度計は、以下の条件を満たすこと。

(1) 商用電源、内部バッテリ及びソーラーシステムの何れでも稼働すること。
(2) GPS または NTP により計測装置間で絶対時刻の同期が行えること。
(3) ロガー部は、μ秒レベルの精度で GPS 時刻校正できること。
(4) 信号送信装置による起振（常時微動程度の振幅）を十分な精度で計測でき、十分に低ノイズであること。
(5) 建家及び地盤の地震動計測が可能であること。
(6) 地表、建家内、屋上に設置できる仕様とする。
(7) 装置一式について、長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。
(8) 公的機関や研究機関等において、十分な計測実績を有すること。
(9) 原子力機構従業員による移設が可能な仕様であること。
(10) 専用ソフトウェアを付属すること。（専用品がある場合）
(11) 原子炉施設での火災防止の観点から、各装置等の材質は下記に配慮する。
   - 装置本体　：原則として、金属製とする。
   - ケーブル類　：不燃・難燃材とする。

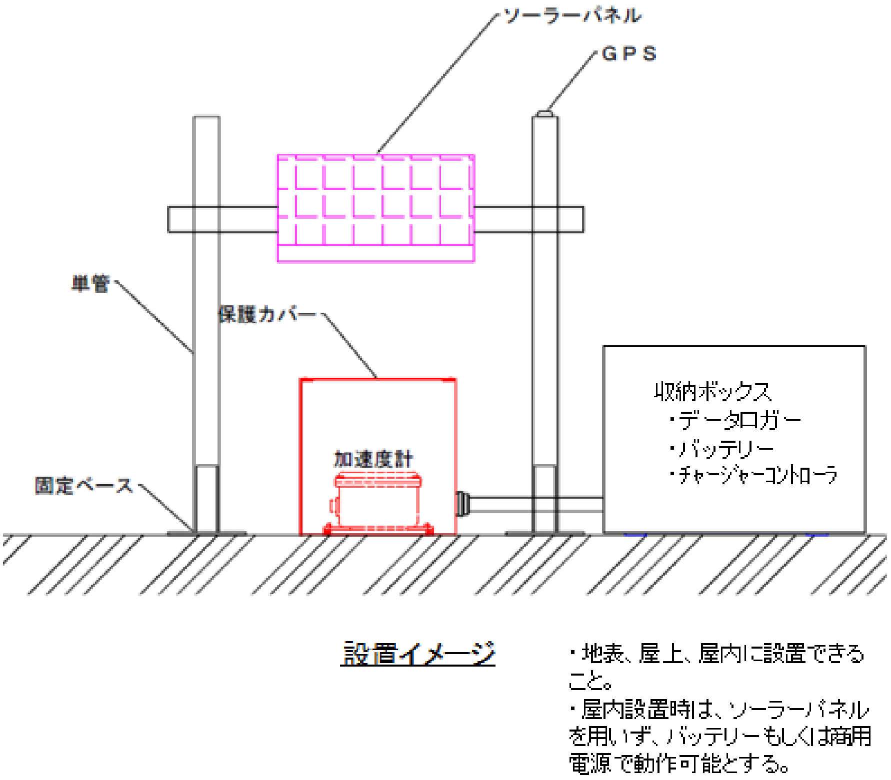

図 4E-1 短期据付型のシステム構成のイメージ

F.　屋外加速度計の設置

＜目的＞

HTTR 原子炉建家外壁に、地震観測と信号送信装置による起振を計測するための加速度計と収録装置を設置する。

＜作業範囲＞

(1) 外壁用加速度計の製作、据付・配線作業

- 加速度計　：11 台

信号送信装置による起振（常時微動程度の振幅）を十分な精度で計測でき、十分に低ノイズであること。加速度計は、建家外壁面 11 か所に設置し、収録装置までの配線を行う。加速度計本体はメンテナンスフリーであること。加速度計のうち 6 か所に温度計を設置し、振動と温度の計測値をロガーに同時記録できる仕様とする。なお、加速度計は過減衰型加速度計に相当する性能を有するものとする。

(2) 収録装置の購入、据付・配線作業

- 収録装置（ロガー）　：1 式

ロガーは、信号送信装置での分析精度を確保するため、数 μ 秒以内の GPS 精度を有する製品であること。図 4F-1 に示す位置に設置し、電源及び機構ネットワークに接続する。

また、ロガーのデータは、無線 LAN で送信して、データ集積用 PC（D 参照）に集約して保管できるシステムとする。機構ネットワークへの接続は、原則として、データ集積用 PC を通して行う。

(3) その他の装置・作業等

- 原則として、UPS を設置する。　：1 式
- 装置収納用ラック　：1 式
- 装置操作、波形分析に必要なソフトウェア（専用品がある場合）　：1 式
- 加速度計用防水ケース　：1 式
- その他、システムに必要な装置・作業等　：1 式

＜技術仕様＞

(1) 加速度計から収録装置までの配線は、屋外外壁面や屋上面を経由する（原子炉建家内は経由しない）。なお、屋上の通路上には配線を行わないこと。
(2) 各収録装置は、原子炉建家 2 階の 503 室内に集約して設置する。
(3) 各収録装置の電源は、503 室内の壁コンセントからとる。
(4) 既存建家の外壁をコア抜きする場合は、鉄筋及び壁内設備配管等を損傷させないように、既存図に基づき適切な装置による調査を行ったうえで、安全に作業すること。また、コア後のコンクリート片は適切に処分すること。
(5) 各装置の設定作業は、高所の加速度計位置ではなく、収録装置位置で行えること。
(6) 計測記録回収は、機構ネット回線に接続し、遠隔で行えること。
(7) 原子炉施設での火災防止の観点から、各装置等の材質は下記に配慮する。

- 装置本体　：原則として、金属製とする。

➢ ケーブル類　　　：不燃・難燃材とする。

(8) ロガー他の各装置は全てラックに収納する。ラックはコンパクトであること。また、人が出入りする環境を考慮して、頑強な造りであること。

(9) 装置収納用ラックには、外壁面加速度計とは別に１０か所の収納スペースを、余分に確保すること。

(10) 加速度計の設置位置は、東西及び南北方向の建家中心軸上の 2 階床、3 階床及び鉄骨屋根階レベルの屋外外壁面とする（図 4F-2)。水平方向の位置は、既存とあわせて、原子炉建家各辺の中央を計測することを原則としている。また、鉛直方向の位置は、加速度計内の水平センサ位置が、「床厚の中心」となるように設置する。（研究目的から、本来は床面を計測すべきところを、事情により外壁面で代替しているため）

(11) HTTR 原子炉建家は海岸に近く潮風にさらされることを踏まえ、屋外に設置する装置・備品類に防錆性能を確保すること。また、安全上の落下対策を行うこと。

(ア) 配管及び加速度計ブラケットの各部（支持部、ボルト含）は、原則として SUS 製とする。

(イ) 加速度計カバーは樹脂製とする。

(ウ) ブラケットは、安全性と計測性能を兼ねて、十分な剛性・強度を確保する。

(エ) 加速度計とカバーはワイヤーでブラケットに固定する。ワイヤーは原則として SUS 製とする。（落下防止）

(オ) 配管及び加速度計ブラケット及びケースの耐竜巻計算を行う。

(カ) 配管及び加速度計ブラケットのアンカー部の耐震計算を行う。

(キ) 壁面アンカーは、壁内の残存材（旧足場材等）を避けて確実に固定する。

(ク) 既存設備（空気冷却設備、エアコン室外機等）の直上への設置は避ける。

(ケ) 部品の一部に異種金属の接触がある場合は、腐食が起きないように配慮する。

(コ) ボルトやワイヤー等の安全点検（毎年）を行うため、設計に配慮する。

(サ) 外壁の弾性吹付材（防水）が欠損する箇所は、シーリング等の処置を行う。

(シ) 上記に関して、HTTR 施設管理者に施工図を示し、了解を得ること。

(12) 加速度計設置等の現場作業は、電力施設等で設置実績のある業者により、品質と精度を確保したうえで実施すること。

(13) 外壁への加速度計設置及び配線は、作業足場もしくは高所作業車等による高所作業が必要となる。当該施設は原子炉施設であることを踏まえ、施設管理者による安全管理のもと、適切に作業を行うこと。

(14) 装置一式（屋外加速度計の支持部材等を含む）について、長期使用に耐えうる堅牢な設計とすること。

(15) 各装置の性能試験、及び設置後の動作試験を行うこと。

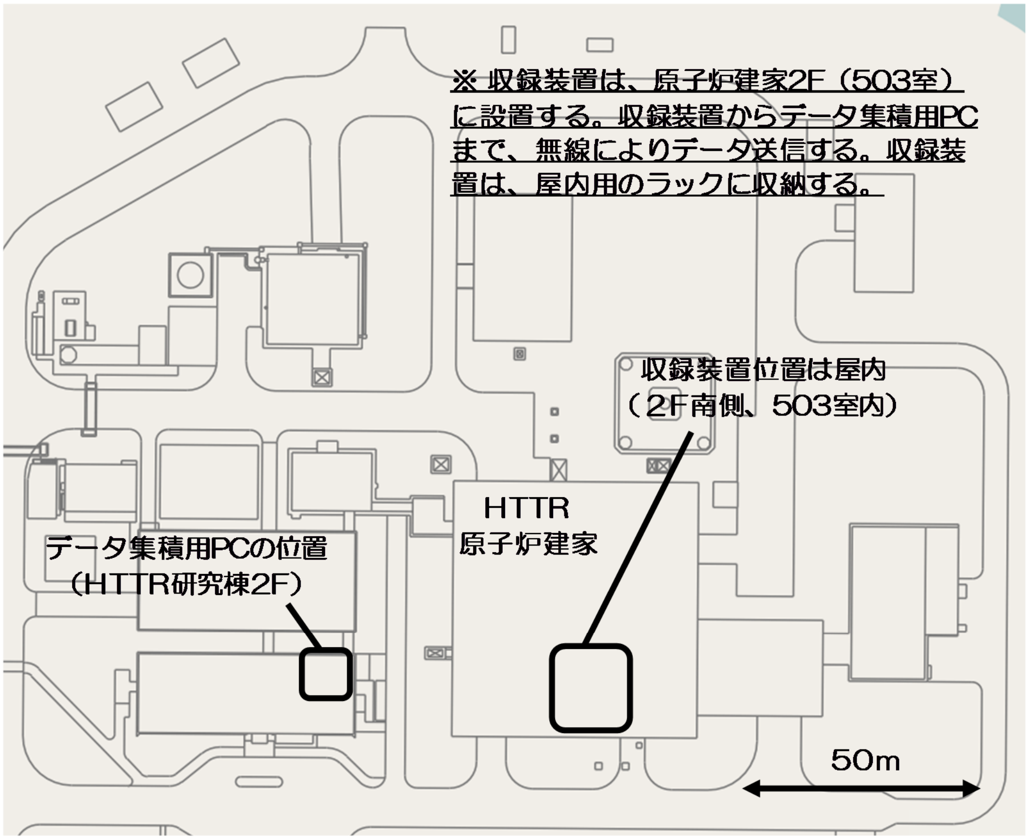

HTTR配置図

図 4F-1　収録装置の位置

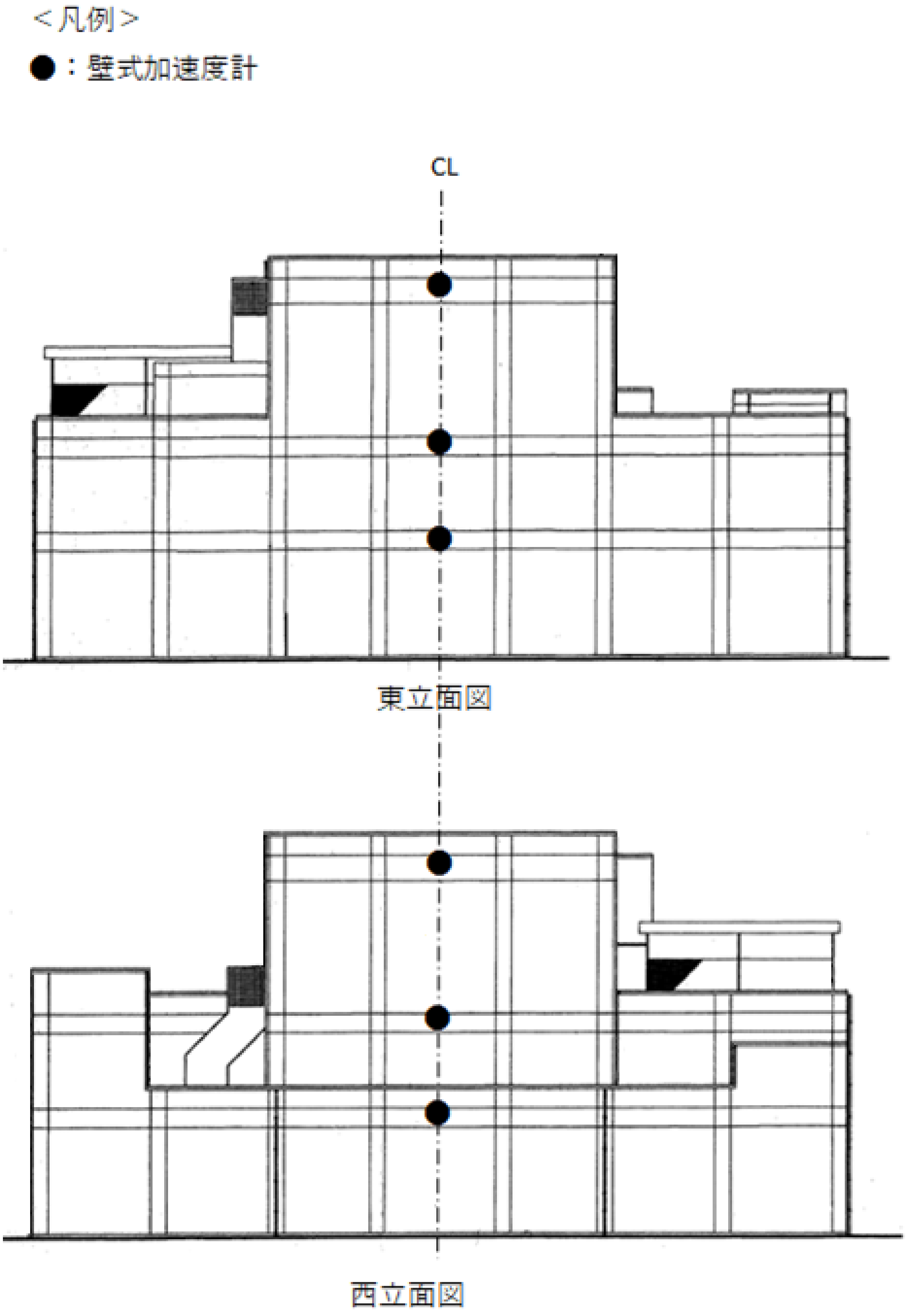

図 4F-2(1)　壁式加速度計の位置（東面、西面）

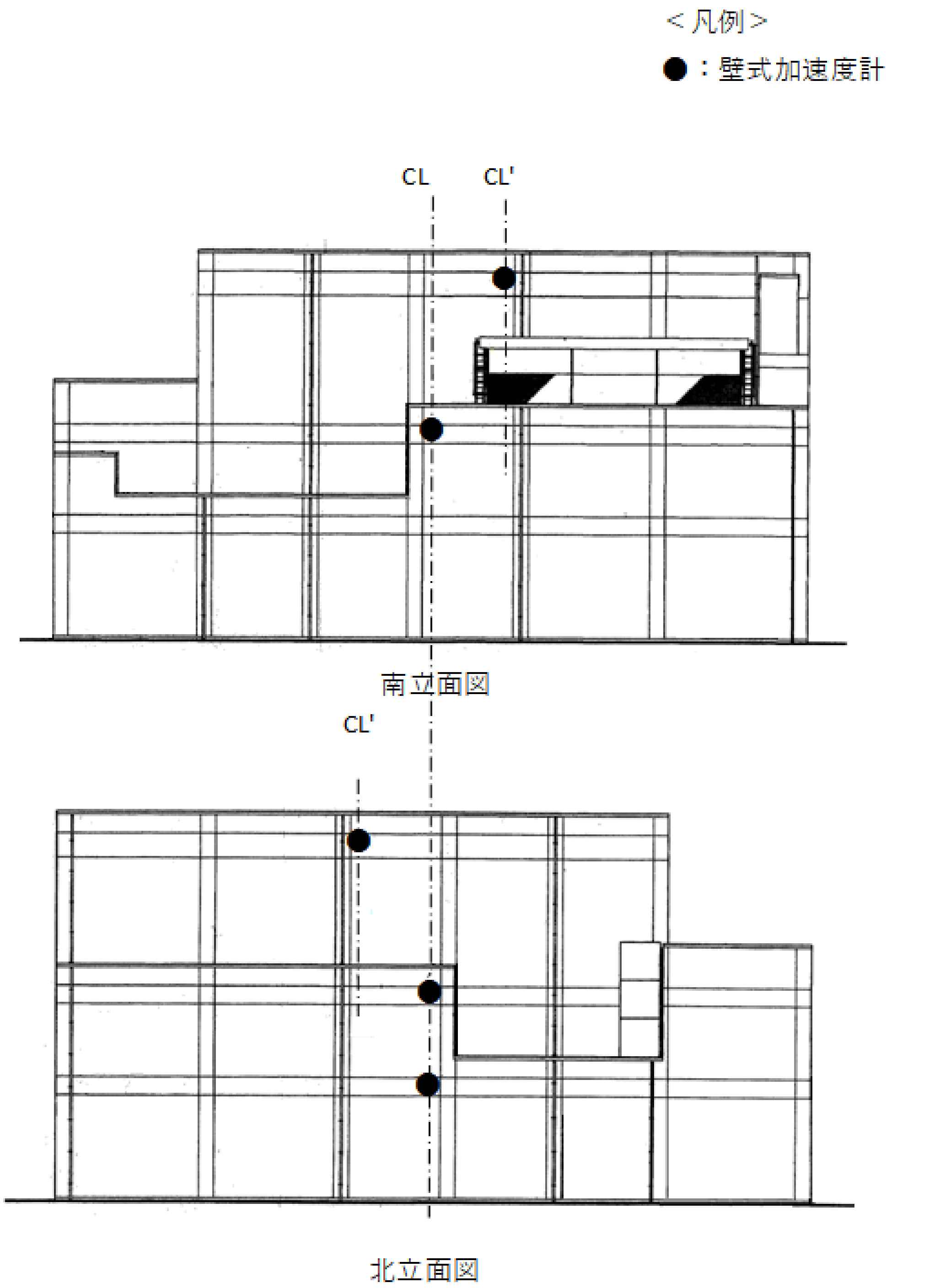

※ 特に、オペフロ南面の最上部の加速度計は、屋外空気冷却設備の直上部を避けて設置する。

図 4F-2(2)　壁式加速度計の位置（南面、北面）

G.　報告書の作成

　実施項目A～Fの作業内容、製作した装置の取扱説明等をまとめた報告書を作成する。また、各装置の性能試験及び設置後の動作試験の結果についても報告書に含める。

5.　作業工程

　実施期間における各実施項目の概略工程（例）を以下に示す。受注者は、実施計画書にて、詳細実施計画を示すものとする。

[作　業　工　程]（例）

実施項目	令和元年				令和２年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A.　信号送信装置基礎構築		■	■	■	■		
B.　信号送信装置の製作		■	■	■	■		
C.　建家内加速度計の設置		■	■	■	■	■	
D.　収録装置の設置		■	■	■	■	■	
E.　短期据付型加速度計の導入		■	■	■	■	■	
F.　屋外加速度計の設置		■	■	■	■		
G.　報告書作成					■	■	

6.　業務実施期間

　契約締結日から令和2年3月23日まで

7.　実施場所

　受注者の作業場所で作業するものとする。

8.　提出書類及び納入品目

No.	提出書類及び納入品目	提出部数	提出期日
1	実施計画書(注1)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	下請負届	1	契約締結後速やかに 該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する書面 (注2)	1	契約締結後速やかに
4	成果報告書 (注3)	8（電子媒体） 1（紙媒体）	納入時 （ただし、業務実施期間終了の7日前までに電子媒体1部を提出すること。）
5	設計図書、技術資料等を収録した電子媒体（DVD等）	1	納入時
6	地震観測システム	1式	納入時
7	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時
8	完了届	1	納入時

注1）　実施計画書の要求事項は10.によるものとする。
注2）　情報セキュリティに関する書面の要求事項は13.によるものとする。
注3）　成果報告書の電子媒体には、報告書のPDFデータのみを格納すること。なお、報告書の表紙等については規制庁が指定するフォーマットで提出すること。

9.　納入場所
(1)　提出書類及び納入品目 No.1～5 及び 7～8
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門
東京都港区六本木 1-9-9　六本木ファーストビル 15 階
(2)　納入品目 No.6
日本原子力研究開発機構　原子力科学研究部門　大洗研究所
茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

10.　実施計画書
実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。
(1) 実施内容
実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、氏名を明示した実施体制図を示すこと。

ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

・ 実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とすること。
・ 実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、２人以上の直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
・ あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金 50 万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

11. 無償貸与品等

・原子力機構大洗研究所作業における下記。
  ・作業用電源　：構内指定場所より支給（無償）
  ・作業用水　　：構内指定場所より支給（無償）
  ・作業用土地　：無償
・現状の HTTR の地震観測システム（地盤・建家）に係る技術資料
・その他、本作業を実施するに際し、規制庁が必要と認めたもの

※技術資料等の無償貸与品は、本作業終了後速やかに返却するものとする。

12. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8.に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

13. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者） は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。

(2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

(3) また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

14. 本事業実施に係る一般事項及び管理区域内作業がある場合の特記事項

A.　一般事項

(1) 本業務の各作業等は、規制庁と原子力機構の共同研究協定書に基づき行うものとする。

(2) 作業進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、作業の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害その他の事故防止に努めること。

(3) なお、特別な理由がある場合を除き、土日祝日の作業は行わないこと。

(4) 請負者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し作業を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(5) 対象機器について不適合が認められた場合は、速やかに規制庁に報告するとともに、必要な処置を行うこと。また、処置の結果についても規制庁に報告し、承認を得てから作業を再開すること。

(6) 原子力機構が安全確保のために指示を出した時は、その指示に従うこと。また、異常事態等が発生した場合においても、原子力機構の指示に従い行動するとともに規制庁担当者へ速やかに報告すること。

(7) 計画外の作業は行わないこと。ただし、やむを得ず計画外の作業を実施する必要が生じた場合は、作業を中断し、原子力機構との協議を行い、必要に応じて作業計画等の変更を行ったうえで実施するとともに規制庁担当者に報告すること。

(8) 作業において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建発第 3 号、平成 14 年改正）を遵守して行うこと。

(9) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うこと。原子力機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産廃処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写しを原子力機構に提出すること。

(10) 原子力機構の「大洗研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書」及び「HTTR 品質保証管理要領書」、関連する法令並びに大洗研究所の規程類を遵守して本仕様書に定められた作業を行うこと。なお、契約前又は契約後の業務実施前に品質保証計画書等の内容確認を必要とする場合は、HTTR 技術課にて回覧又は提供を可能とするので、規制庁担当者へ連絡のうえ内容を確認すること。

(11) 受注者は、大洗研究所内での作業において、原子力機構が定める「作業責任者の教育」を受講し、認定を受けた者のうちから作業責任者を選任すること。なお、作業責任者の教育の受講が必要な場合は、速やかに原子力機構担当者に受講申請を行うこと。また、選任された作業責任者は、請負作業の安全管理組織における自らの身分を関係者に周知するために腕章を着用すること。

(12) 資格を必要とする作業は、「有資格者」が実施すること。また、免状等の提示を要求された場合は、それに応じること。

(13) 受注者は、本業務の各作業の実施に際して必要な原子力機構が提出を求める図書や図面を作成し、指定された期日までに納めること。なお、契約前又は契約後の業務実施前に、提出を求める図書や図面の確認を必要とする場合は、規制庁担当者へ連絡のうえ HTTR 技術課に確認すること。

(14) 本業務で設置する設備・機器は「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合したものであること。

(15) 大洗研究所は海が近くにあることから、屋外に設置する設備・機器は、海風による腐食を考慮して設置すること。

(16) HTTR 原子炉建家の外壁に設置する設備・機器は、取付ボルト以外の落下防止策を講ずること。

B. 管理区域内作業がある場合の特記事項

(1) HTTR 管理区域内作業に係る作業者は、中央登録センターに登録された放射線業務従事者であること。また、原子力機構の「指定登録依頼書」の書式シートに必要事項を記入し、内容を確認して提出すること。この中で「放射線管理手帳」を提出し、被ばく履歴、所定の教育訓練の受講及び健康診断の受診について今回の作業に従事できる作業者であることを確認すること。更に、これらの事項が確認できる公的機関が発行する証明書等のコピーを作業者毎に提出すること。（記載数値等については、作業者の責任において再確認を行うこと。）

(2) 作業者は、作業に先立ち原子力機構が実施する所定の保安教育訓練を受けること。

(3) 作業者は、ガラスバッジ及びポケット線量計等の個人被ばく線量測定器を必ず着用し、建家内管理区域内作業の被ばく管理を適切に行うこと。なお、総括責

任者は作業者の被ばく管理を総括し、作業者の被ばく量が偏ることのないように配慮すること。

(4) 作業者は、管理区域退出時に必ず表面汚染検査計で汚染がないことを確認すること。なお、表面汚染が発生した場合は、施設の放射線管理課員の指示に従うこと。

15. その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により実施し難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後 1 年間とする。

(3) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

(4) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。

(5) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。

(6) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(7) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

＜参考文献＞

1) 近藤他、「HTTR 地震観測システムの保守管理」、JAEA-Testing 2009-002、2009 年 6 月

2) 西田他、「原子力施設の振動特性精密評価のためのアクロスによる周波数コムスペクトル計測法　その 1～3」、第 58 回理論応用力学講演会、平成 21 年 6 月

入札適合条件

令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

（１） 令和０１・０２・０３年度（平成３１・３２・３３年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

（２） 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。

（３） 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。

（４）本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。
(a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く）
(b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の製造事業者
(c) (a)及び(b) 者の子会社（親会社の出資比率が 50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体）
(d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く）

（５）観測システムの設計・開発・製作能力について、受動的な地震観測に加え、能動的観測を目的とする送信装置を用いた観測システムを製作する能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績１件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。
（下記（７）参照）
① 作業名称ないしは発表件名（固有名称を除く）
② 発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）または発表先（学会、機関紙等の名称）
③ 実施年度
④ 作業概要（公開できる範囲に限る。）

（６）作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
(a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。
(b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。
(c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
(d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。

（７）実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
(a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（５）～（６）で求める「能力を有する技術者」、並びに「担当者」もこの記号で示すこと。
(b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注１）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注２）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。

(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。

(c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（１）から（７）までの条件を満たすことを証明するために、様式１及び様式２の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正１部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和元年８月２６日（月）１２時までに電子メール又は文書（ＦＡＸも可）で、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門に提出すること。

適合証明書等提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課契約係
〒106-8450　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル１６階
ＴＥＬ：０３－５１１４－２２２２
ＦＡＸ：０３－５１１４－２２３２

質問提出先：
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門
〒106-8450　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル１５階
担　当：猿田　正明（masaaki_saruta@nsr.go.jp）
　　　　森谷　寛　（hiroshi_moritani@nsr.go.jp）
ＴＥＬ：０３－５１１４－２２２６
ＦＡＸ：０３－５１１４－２２３６

付表-1 技術者の適用業務区分

技術者区分 適用業務	適用業務
区分 A	1. 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験を有し、広範囲に亘る業務の統括、調整を行う職務（部長、プロジェクトマネージャー相当職） 2. 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験に基づき、特に重要な業務を自ら担当し、もしくは下位者を指導し実施する。
区分 B	高度な専門知識と実務経験を有し、上位者の概括的な指示により、より複雑、困難な業務を独立して遂行し、若しくは下位者を指導し実施する。
区分 C	固有の専門知識と実務経験を有し、上位者の指示の下に独立して業務を遂行する。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　在　地

商号又は名称　印

代 表 者 氏 名　印

「令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。
　なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

（様式２）

適合証明書

件名：令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備

商号又は名称：

条　件	回 答 (○or×)	資料 No.
（１） 令和０１・０２・０３年度（平成３１・３２・３３年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 （２） 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。 （３） 実施責任者が所属する組織･部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 （４）本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。 (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く） (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の製造事業者 (c) (a)及び(b) 者の子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体） (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く） （５）観測システムの設計・開発・製作能力について、受動的な地震観測に加え、能動的観測を目的とする送信装置を用いた観測システムを製作する能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。 （下記（７）参照） ① 作業名称ないしは発表件名（固有名称を除く）		

② 発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）または発表先（学会、機関紙等の名称） ③ 実施年度 ④ 作業概要（公開できる範囲に限る。） （６）作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。 (a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。 (b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。 (c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。 (d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。 （７）実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。 (a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（５）～（６）で求める「能力を有する技術者」、並びに「担当者」もこの記号で示すこと。 (b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注１）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注２）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。 (注１) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。 (注２) 作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。 (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。		

適合証明書に対する照会先
所在地　　　　　　：(郵便番号も記載のこと)
商号又は名称及び所属：
担当者名　　　　　：
電話番号　　　　　：
FAX 番号　　　　　：
E-Mail　　　　　　：

付表-1 技術者の適用業務区分

技術者区分 適用業務	適用業務
区分A	1．極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験を有し、広範囲に亘る業務の統括、調整を行う職務（部長、プロジェクトマネージャー相当職） 2．極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験に基づき、特に重要な業務を自ら担当し、もしくは下位者を指導し実施する。
区分B	高度な専門知識と実務経験を有し、上位者の概括的な指示により、より複雑、困難な業務を独立して遂行し、若しくは下位者を指導し実施する。
区分C	固有の専門知識と実務経験を有し、上位者の指示の下に独立して業務を遂行する。

記載上の注意

1．適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

2．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。

3．適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料No.」欄に資料番号を記載すること。
　その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。

4．資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、Ａ４判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。

5．適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。

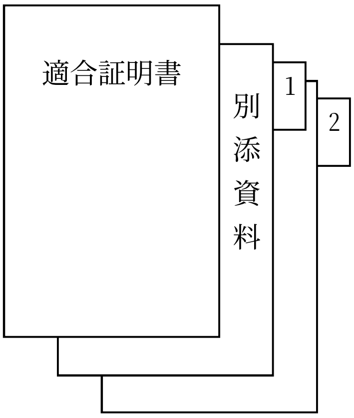

①項目ごとにインデックス等を付ける。
②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

（案）

契　約　書

　支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、「令和元年度日本原子力研究開発機構との共同研究に係る地震観測システムの整備」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第２条　金　　　　　　　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　　円）とする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第３条　契約締結日から令和２年3月２３日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第５条　乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

３　乙は、第１項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監　督）

第６条　乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

２　甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第７条　乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第８条　甲は、前条の通知を受けた日から１０日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第９条　前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

（対価の支払）

第１０条　甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）

第１１条　甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（違約金）

第１２条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

（１）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき　延引日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額

（２）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（３）乙が正当な事由なく解約を申出たとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（４）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（５）前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

２　乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

第１３条　甲は、乙が前条第１項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（かし担保責任）

第１４条　甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

２　前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。

３　乙が第１項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

（損害賠償）

第１５条　甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

２　乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１７条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（１）甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（２）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、甲が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第１８条　乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

２　乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１９条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第５条第２項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

５　乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

第２０条　乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

第２１条　乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第２２条　本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

２　前項のほか、 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都港区六本木一丁目９番９号

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名

乙

※　以下、仕様書を添付